

## 日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款

### （約款の趣旨）

第1条 この約款は、お客さまと水戸証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、日興アセットマネジメント株式会社の発行する日興MR F（マネー・リザーブ・ファンド）受益権（以下「日興MR F」といいます。）の累積投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従って日興MR Fの累積投資契約（以下「契約」といいます。）をお客さまと締結いたします。

### （申込方法）

第2条 契約のお申込みは、お客さまが所定の申込書に必要事項を記載のうえ署名捺印し、これを当社の本店および支店（以下「扱店」といいます。）に提出することによって行うものとします。

2 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客さまの日興MR F累積投資口座を開設いたします。また、前項の申込書に押捺する印鑑は届出印鑑と同一の印鑑といたします。

### （取得の申込みおよび金銭の払込み）

第3条 お客さまは、日興MR Fの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を当社に払込み、取得の申込みを行うことができます。

2 お客さまが有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品の果実、償還金、売却代金、解約代金または懸賞金のうち、当社において支払われるものについて、特にお客さまからのお申出が無い限り、その支払いがあったときに取得の申込みがあったものとします。

3 お客さまが、有価証券等の買付代金等の支払いのために入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、特にお客さまからのお申出が無い限り、当該入金をもって、取得の申込みがあったものとします。

### （取得時期・価額および方法）

第4条 当社は、お客さまから取得の申込みがあった日の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、日興MR Fをお客さまに代って取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、扱店内で確認されたものに限りです。

2 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

3 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、第1項および第2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日興MR Fをお客さまに代って取得します。

4 取得された日興MR Fの所有権ならびにその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものといたします。

### （受益権の管理）

第5条 当社は、この契約により取得した日興MR Fについては、振替口座簿への記載または記録により管理します。

### （果実の再投資）

第6条 前条の保管にかかる日興MR Fの果実は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合には当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客さまに代って当社が受領のうえ、当該お客さまの口座に繰り入れ、その金額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、日興MR Fをお客さまに代って取得いたします。

- 2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、日興MR Fをお客さまに代って取得いたします。

### (返 還)

- 第7条 当社は、お客さまから日興MR Fの返還の請求を正午以前に受け申込日の受取りをお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受けたときまたは正午以前に受け翌営業日の受取りをお申出されたときは翌営業日をお支払日(以下「受渡日」といいます。)として換金し、その金銭の引き渡しをもって返還にかえるものといたします。
- 2 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。
  - 3 第1項の換金にかかる日興MR Fについての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、この契約を解除される場合を除き、換金代金とともにはお支払いいたしません。
  - 4 返還の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金をお客さまに返還いたします。

### (キャッシング(即日引出))

第8条 お客さまは、前条の返還請求に基づき当社が引き渡すべき金銭相当額について、正午を過ぎて返還の請求を行い、かつ返還の請求を行う日の当日に受取りを希望する場合は、次の方法(以下「キャッシング」といいます。)によります。

- 1 キャッシングの申込みがあった場合、当社は、日興MR Fの残高に基づき計算した返還可能金額、または500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として日興MR Fを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客さまの取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額=返還請求日のお客さまの所有口数×返還請求日の前日の基準価額

- 2 前号のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金額に相当する日興MR Fについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、前条の換金手続を行います。
- 3 前号の換金手続に基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出し残高全額の返済にあてます。当該金銭とは別に、第1号のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、当該受渡日の属する月の最終営業日に貸出し金利として当社がもらいうけます。

(解約される日興MR Fに係るキャッシングの申込みがあった日の翌営業日の前日までの分配金-前日までの分配金)

(A) -源泉税相当額{ (A) × (所得税率+住民税率) }

(なお、当該貸出し金利に相当する果実の明細はお客さまにお知らせしないことがあります。)

- 4 当社は、第2号の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、第2号の換金手続に基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭およびその利息との差額を、お客さまに請求できるものとします。
- 2 前項の申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、その代金をお客さまに返還いたします。

### (解 約)

第9条 この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- 1 お客さまから解約の申し出があったとき。
- 2 当社が日興MR Fの累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- 3 日興MR Fが償還されたとき。
- 2 当社は、引き続き3ヶ月を超えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。
- 3 この契約が解約されたとき、当社は、保管中の日興MR Fおよび果実を第7条に準じて扱店において、お客さまに返送いたします。

**(申込事項等の変更)**

第10条 改名、転居ならびにお届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客さまは所定の手続きによって、遅滞なく当社に届出いただきます。

- 2 前項のお届出があったとき、当社は戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

**(その他)**

第11条 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

- 2 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- 1 お届出印の押印された所定の受領書と引き換えに、この契約に基づく日興MR Fの返還またはその果実を返還した場合。
  - 2 所定の手続きにより返還の申し出がなかったため、または印影がお届出印と相違するために、この契約に基づく日興MR Fの返還または果実を返還しなかった場合。
  - 3 天災地変その他の不可抗力により、この契約に基づく日興MR Fの取得もしくは日興MR Fまたは果実の返還が遅延した場合。
- 3 この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他その必要を生じたときは、改訂されることがあります。

以 上

(2014年4月1日 改定)